

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市滋賀里交流センターの大会議室等の使用の許可の取消し	
根 拠 法 令 名	大津市滋賀里交流センター条例	(条項) 第4条第4項
基 準 法 令 名	大津市滋賀里交流センター条例 大津市暴力団排除条例	(条項) 第4条第4項 (条項) 第8条
所 管 部 署	市民部自治協働課	

【処分基準】 ・文書の名称【 】
 ・掲載図書等【 】
 ・内 容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載

施設の使用許可の取消しは、大津市滋賀里交流センター条例第4条第4項各号に掲げる事由又は大津市暴力団排除条例第8条前段の規定に該当したときに行う。

なお、大津市滋賀里交流センター条例第4条第4項第3号で引用する「前項各号」のうち、同項第3号に規定する「その他センターの管理上支障があると認めるとき。」とは、大津市滋賀里交流センターの管理運営に関する規則第3条各号のいずれかを遵守せず、又は遵守しないおそれがあるときとする。

【根拠法令】
大津市滋賀里交流センター条例 第4条第3項
 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、大会議室等の使用を許可しない。
 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 (2) 大会議室等の施設又は備品を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
 (3) その他センターの管理上支障があると認めるとき。

4 市長は、大会議室等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。
 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
 (3) 前項各号のいずれかに該当したとき。

【基準法令】
大津市暴力団排除条例
 (市の公の施設の使用における措置)
 第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利用すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

大津市滋賀里交流センターの管理運営に関する規則
 (入館者の遵守事項)
 第3条 センターの入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 (1) センターの施設若しくは設備等を汚損し、又は毀損しないこと。

- (2) 他の入館者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 使用した設備、備品等を原状に復し、清掃すること。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。